

## 東高島駅北地区まちづくりにおける環境影響評価と地区計画等の都市計画手続きとの関係について

### 1 各制度の概要と関係

地区計画を都市計画決定及び変更する際の、横浜市環境影響評価条例に基づく手続きに関する法令上の規定はありません。横浜市環境影響評価条例の対象となる事業は、地区計画の決定内容にかかわらず、横浜市環境影響評価条例に基づく手続きを行った上で必要な環境保全対策等を事業計画に反映させる必要があります。

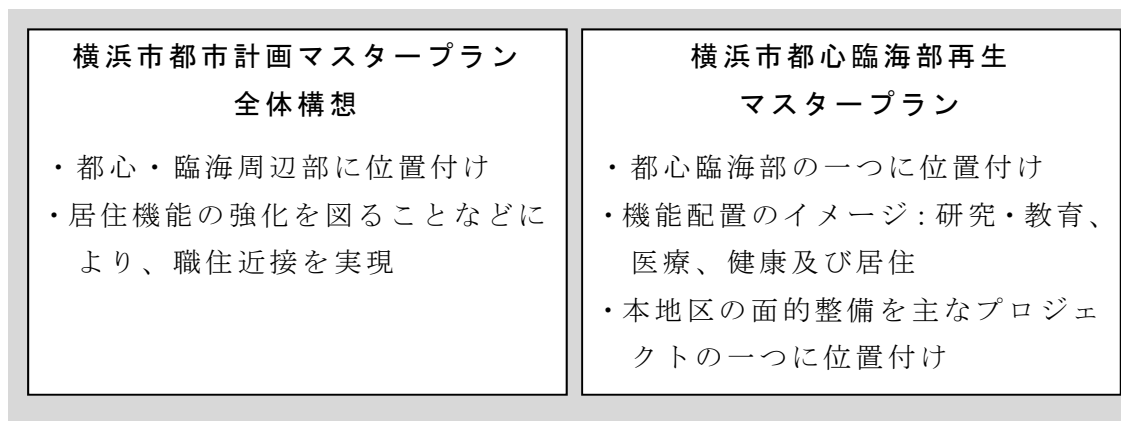
#### 【横浜市環境影響評価制度】

環境面から事業者が自主管理を行うことにより、公害の発生の未然防止や良好な環境の保全を図るため、事業が環境に及ぼす影響について調査・予測・評価を行い、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度  
(環境影響評価の対象事業実施区域：方法書P4参照)

#### 【地区計画】

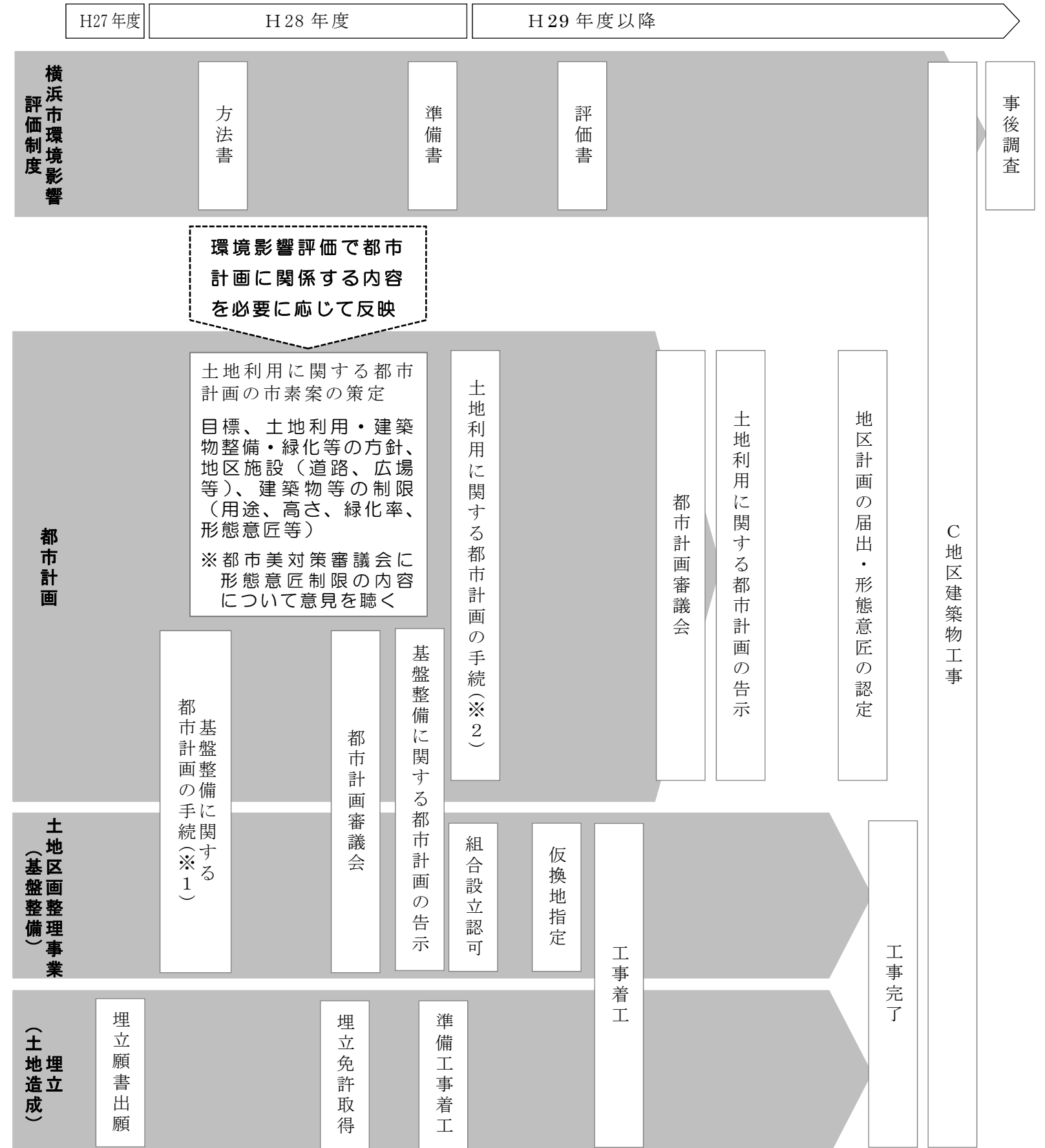
地区の特性に応じて、地区の市街地像を定め、建物の制限等をきめ細かく定める地区レベルの都市計画  
(地区計画の都市計画決定予定エリア：方法書P4参照)

### 2 東高島駅北地区におけるまちづくりの考え方



現在は遊休化した運河が存在すると共に道路整備の遅れなどにより都市基盤が弱い状態であり、効果的な面的整備を阻害しているため、不整形な水域を埋め立てる必要があります。水域の埋立て（横浜市施行）及び土地区画整理事業（組合施行）等により、都心臨海部にふさわしい都市機能の再編・集約及び基盤整備を推進するとともに、民間開発等を適切に誘導し、良好な複合市街地の形成を図ることをまちづくりの目標としています。

### 3 東高島駅北地区におけるまちづくりの進め方（予定）



(※1)基盤整備に関する都市計画：都市再開発の方針、用途地域等、臨港地区、土地区画整理事業、地区計画（基盤整備に関する事項）、都市計画道路、下水道

(※2)土地利用に関する都市計画：地区計画（建築物に関する事項等を追加）